

令和 3 年度 「ふれあい地域懇談会」 報告書

＜ 西鎌倉地域 ＞

| | |
|-------|---|
| 日 時 | 令和 3 年 7 月 8 日 (木) 午前10時～正午 |
| 場 所 | 腰越支所 多目的室 |
| 出 席 者 | 自治・町内会代表 団体：9名 地域団体代表 団体：7名 計16名 鎌倉市 5名 |
| 内 容 | <p>第 1 部 市長からの説明..... P. 1 「新型コロナワクチンの接種状況、今後のまちづくりについて」</p> <p>第 2 部 地域の懸案事項に関する報告..... P. 15 ① 旧西鎌倉子ども会館について ② 手広四丁目市道の速度規制</p> <p>第 3 部 本年度の地域の議題に関する懇談..... P. 19 ① 鎌倉消防署深沢出張所から旧菅原外科(藤沢鎌倉線と交わる)までの道の現実的な速度規制の実施 ② 防犯カメラ設置費補助申請の問題(要望) ③ 通称メイン通り及び通称アジサイ通りの速度規制のお願い ④ 電動車椅子が走り難い歩道の改善要望 ⑤ 治水事業</p> |

出席者名簿 (敬称略)

【自治会・町内会等】

| | 団 体 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---|----------------|--------|---------|
| 1 | 西鎌倉地区町内・自治会連合会 | 芹澤 幸彦 | 会長 (司会) |
| 2 | 新鎌倉山自治会 | 大野 千香子 | 会長 |
| 3 | 西鎌倉住宅地自治会 | 古石 正史 | 会長 |
| 4 | 南鎌倉自治会 | 瀧 浩子 | 会長 |
| 5 | 西鎌倉山自治会 | 那須 潔 | 会長 |
| 6 | 手広町内会 | 内海 直和 | 会長 |
| 7 | 鎌倉山町内会 | 田中 秀文 | 会長 |
| 8 | 谷際自治会 | 朝比奈 達雄 | 副会長 |
| 9 | 手広片岡町内会 | 笠嶋 輝雅 | 会長 |

【その他の団体等】

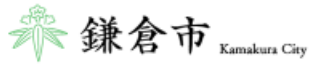
| | 団 体 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---|----------------------------------|--------|-------|
| 1 | 西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員 児童委員協議会 | 千代 美和子 | |
| 2 | 保護司会 | 前川 昌子 | |
| 3 | 西鎌倉山親寿会 | 池田 隆明 | オンライン |
| 4 | 西鎌倉地区スポーツ振興会 | 和田 護 | |
| 5 | 鎌倉市青少年指導員連絡協議会 | 石塚 郷彦 | |
| 6 | 防犯委員会副委員長 | 榎本 義昭 | オンライン |
| 7 | 社会福祉協議会地域福祉課 | 堀井 久章 | |

【鎌倉市】

| | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|---|-----------|-------|-----|
| 1 | 鎌倉市長 | 松尾 崇 | |
| 2 | 市民防災部長 | 齋藤 和徳 | |
| 3 | まちづくり計画部長 | 林 浩一 | |
| 4 | 都市整備部長 | 森 明彦 | |
| 5 | 腰越支所長 | 青木 達哉 | |

第1部 市長からの説明

【全地域共通】



令和3年度 ふれあい地域懇談会

第1部 市長からの報告

鎌倉市長 松尾 崇

鎌倉市のコロナワクチン接種

○ コロナワクチン接種の概要

・ 4/24から、市内の高齢者施設入居者を対象に接種を開始。

・ 5/16から、一般の65歳以上の高齢者を対象に市内接種会場で集団接種を開始。



○ ワクチンの供給状況

| 4 April 2021 | | | | | | | 5 May 2021 | | | | | | | 6 June 2021 | | | | | | |
|--------------|----|----|----|----|----|----|------------|----|----|----|----|----|----|-------------|----|----|----|----|----|----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| | | | | 1 | 2 | 3 | | | | | | 1 | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | | |
| クーポン券送付 | | | | 11 | 1箱 | 17 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23箱 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 27 | 28 | 29 | 30 | | | | |
| 1箱 | | | | | | | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------------------|----------------|
| 4月17日 | 1箱 (975回分) |
| 4月26日の週 | 1箱 (975回分) |
| 5月3日の週 | 6箱 (5,850回分) |
| 5月10日の週～5月17日の週 | 19箱 (22,230回分) |
| 5月24日の週～5月31日の週 | 21箱 (24,570回分) |
| 6月7日の週～6月14日の週 | 23箱 (26,910回分) |
| 6月21日の週から6月28日の週 | 23箱 (26,910回分) |
| 7月5日の週から7月12日の週 | 23箱 (26,910回分) |
| 7月19日の週から7月26日の週 | 23箱 (26,910回分) |

| 7 July 2021 | | | | | | |
|-------------|----|----|----|----|----|----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| | | | | 1 | 2 | 3 |
| 23箱 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 23箱 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 23箱 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

○ **接種実績（65歳以上）** ※市・県7/14時点 国7/17時点

| | 1回目接種完了 | 2回目接種完了 |
|------|---------|---------|
| 鎌倉市 | 83.80% | 51.64% |
| 全国 | 81.35% | 56.76% |
| 神奈川県 | 80.27% | 49.68% |

鎌倉市のワクチン接種スケジュール（64歳以下の方）

| 接種対象者 | 接種券発送予定 | 予約受付開始時期 | 接種開始時期 |
|---------------------------------------|-----------------------|--|--------|
| 60歳～64歳の方 | 7月6日（火） | クーポン券（接種券）が届き次第 | 7月中旬 |
| 基礎疾患を有する方（59歳以下） 高齢者施設等の従事者（59歳以下） | 7月8日（木）から 7月12日（月） | 【①7/5までに申請した人】※1 7月12日（月）AM9時～7月25日（日） 【②7/15までに申請した人】※2 ※3 7月18日（日）AM9時～7月25日（日） | 7月中旬 |
| 40歳～59歳の方 | 7月8日（木） | 59歳の方 7月15日（木）AM9時～ 56～58歳の方 7月20日（火）AM9時～ それ以外の方の予約受付・接種開始時期は未定 | 7月下旬 |
| 16歳～39歳の方 | 7月12日（月）から順次 | 未定 | 未定 |

※1 6月16日（水）から7月5日（月）に市ホームページから事前申請をした方

※2 7月10日（土）から7月15日（木）に市ホームページから事前申請をした方

※3 海外留学を予定している方を追加。事前申請期間は※2と同じ。接種開始時期は7月下旬

○接種の同意について

- ・ 受ける方の同意がある場合のみ接種する。
- ・ 強制ではありません。
- ・ 接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的扱いをしてはいけません。

深沢のまちづくりのテーマ

まちづくりのテーマ 「ウェルネス」

- ・ 健康な心身を維持・発展させる生活行動
- ・ 人々のクオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の向上



こころとからだの健康を育むまち

歩いて楽しいウォークアブル

- ・ウェルネスのまちづくりを実現する第一歩
- ・居心地がよく歩きたくなるまちなみ
- ・車中心から「人間中心」の街路空間の形成



あらゆる人と環境にやさしいまち

災害に強い防災拠点

- ・グラウンドや体育館を含む行政施設街区が一体となった防災拠点
- ・防災活動をきっかけとした豊かなコミュニティ形成



イノベーションを生み出すまち

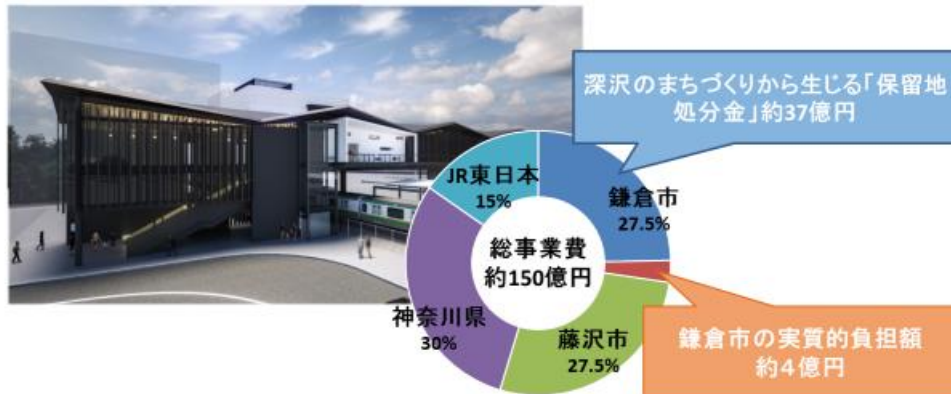
産官学民のコラボレーション

- ・ヘルスケア産業の最先端拠点形成を目指すまち
- ・先進的な産業施設の育成と産業複合地の整備
- ・産業拠点の整備による持続可能な都市経営の実現



JR東海道本線新駅について

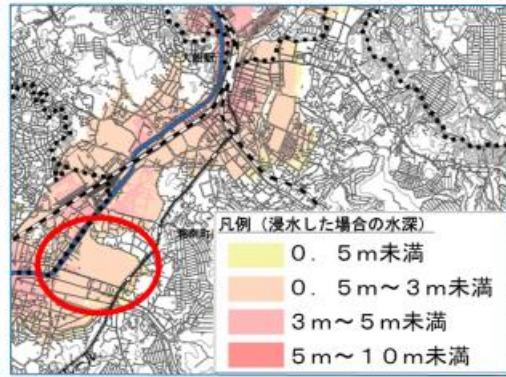
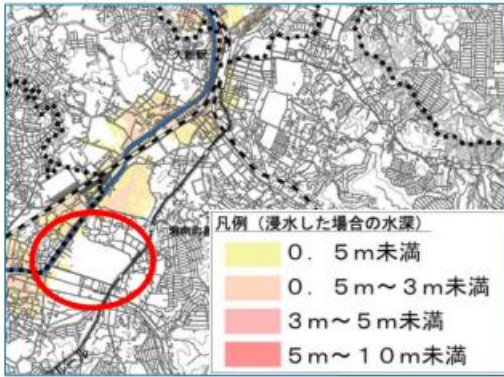
JR東日本、神奈川県、藤沢市、本市の4者でJR大船駅⇄藤沢駅間の新駅設置に合意しました。



深沢地域の浸水想定範囲について

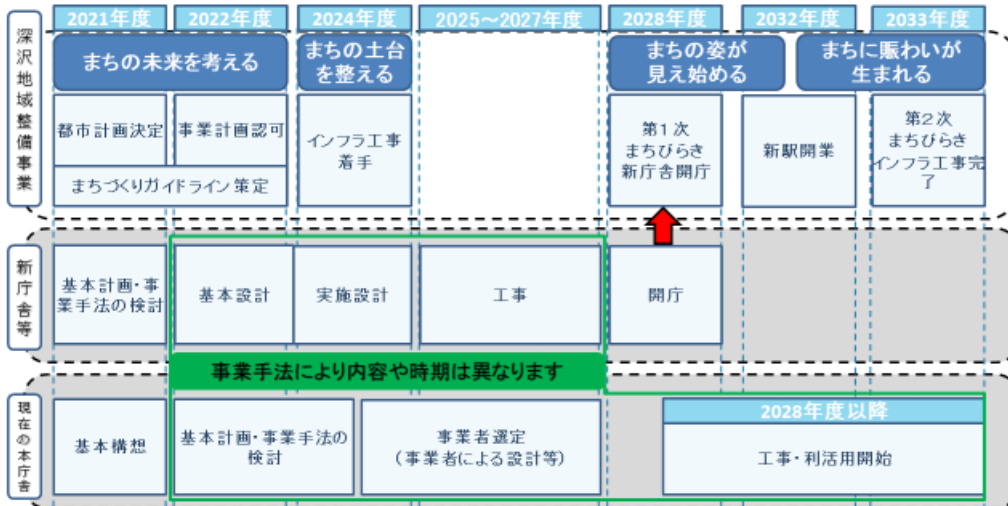
計画規模
(24時間で302mm雨が降った場合)

想定最大規模
(24時間で632mm雨が降った場合)



出典：平成30年1月26日付神奈川県告示第44号「境川水系船尾川洪水浸水想定区域図」

今後のスケジュール案(2021年7月現在)



行かなくてもいい市役所に



○申請・届出のオンライン化

申請・届出をオンラインで受け付ける手続きを順次拡大していきます。現在、申請・届出で25の手続き、イベント等で34の手続きが利用可能です。



○キャッシュレス決済の導入

従来、銀行の窓口やコンビニで、納付書により現金で支払っていた市税や国民健康保険料を、クレジットカードやスマートフォンを使ってコード決済アプリでの支払いができるようにします。

13

スマートシティの取組



ZOOM（オンライン）会議



地域コミュニティの活性化



AI人工知能・小型モビリティ



スムーズな移動環境の確保

今後のごみ処理方針

『安定的なごみ処理体制の構築⇒第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の見直し』

平成31年（2019年）3月 将来のごみ処理体制についての方針

- 新焼却施設を建設せず、「ゼロ・ウェイスト」をめざして、ごみの減量・資源化を実施。
- 家庭系燃やすごみの約半分を占める生ごみと紙おむつの資源化、事業系ごみの資源化により令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間で、年間3万トンある燃やすごみを1万トンまで削減。

※令和11年度（2029年度）想定

| | | | | | |
|---------|---------|--------|---------|-------|--------|
| 燃やすごみ合計 | 28,708t | 削減量合計 | 18,853t | 焼却量合計 | 9,855t |
| 家庭系ごみ | 18,643t | 家庭系ごみ計 | 8,788t | 家庭系ごみ | 9,855t |
| 事業系ごみ | 10,065t | ・生ごみ | 6,371t | 事業系ごみ | 0t |
| | | ・紙おむつ | 1,485t | | |
| | | ・分別徹底 | 932t | | |
| | | 事業系ごみ | 10,065t | | |
| | | ・生ごみ | 2,253t | | |
| | | ・紙おむつ | 762t | | |
| | | ・分別徹底 | 393t | | |
| | | ・混合ごみ | 6,657t | | |

方針を実現するための施策～燃やすごみ1万トン達成に向けて～



■ 生ごみ資源化施設の整備

- 好気性の微生物を活用した最適な施設の整備方法及び収集体制の検討
- 施設候補地周辺住民に対する丁寧な説明の実施



■ 紙おむつの資源化

- 先進自治体や民間事業者の資源化に向けた進捗状況確認、費用対効果の検証

■ 事業系ごみの最適な資源化

- 生ごみの登録再生利用事業者への誘導
- 混合ごみの縦型乾式メタン発酵事業等による資源化
- 事業系ごみ処理手数料の見直し

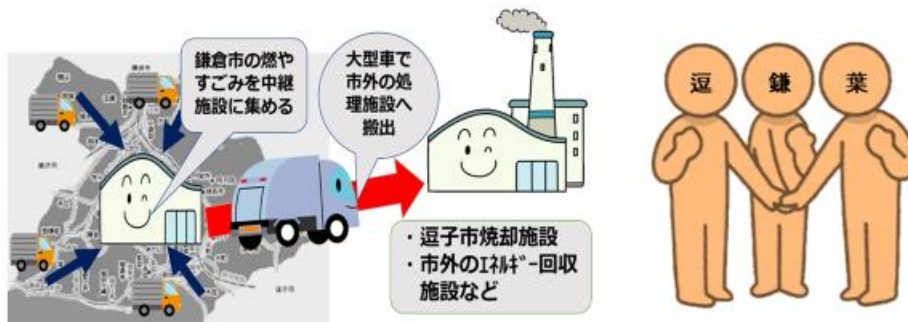


■ 中継施設の整備

- 燃やすごみを逗子市焼却施設や民間事業者の処理施設に効率良く運搬
- 名越クリーンセンター稼働停止後の跡地に整備予定

令和2年(2020年)8月 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画

- 令和6年度（2024年度）末の名越クリーンセンター稼働停止後、令和7年度（2025年度）以降は逗子市の既存焼却施設において共同処理を実施。
- 逗子市の既存焼却施設稼働停止後は、鎌倉市に整備した中継施設に2市1町のごみを受け入れ、さらなる広域連携、民間事業者の資源化施設での処理を想定。



「より良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動」

～ エシカル消費 ～

人権や環境に対して十分に配慮された商品やサービスを選択して買い求めること

私たちが使う商品やサービスの裏側に

「どのような背景があり、どんな人がどのような場所で作っているのか」と考えたことがありますか？

整った？劣悪な？労働状況なのか、環境に優しい？大きな負荷をかけている？等、様々な状況があると思います。皆で消費について考えてみましょう。

消費の選択が未来をつくります

12 つくる責任
つかう責任



持続可能な開発目標(SDGs)の12番目「つくる責任 つかう責任」の中で「持続可能な生産・消費形態の確保」が掲げられており、エシカル消費を行うことで目標に近づくことができます。

再生可能エネルギー100%電気を導入



市役所本庁舎

鎌倉市役所本庁舎等57施設について、温室効果ガス排出量の削減を行うため、再生可能エネルギー100%電気を導入。

- ・導入期間（契約期間）
令和3年(2021年)2月1日から令和6年(2024年)1月31日
- ・57施設の年間使用電気量
約1,026万kWh（令和元年度実績、市施設全体使用量の29.5%）
- ・年間削減CO₂量・削減効果
約4,800t-CO₂削減・約1,156世帯分、杉の木約342,857本分

令和3年、海水浴場の開設を断念



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、海水浴場の開設はしませんが、以下の安全対策を講じてまいります。

- ・ライフガードを配置して海岸を監視
- ・警備員を配置して、来訪者へ注意喚起
- ・来訪者への注意喚起看板の設置

◆今年、「遊泳ゾーン」や「臨時のトイレ・シャワー」はありません

◆次の行為はご遠慮ください



飲酒



喫煙



BBQや
火の使用



音響機器等の
使用

ご清聴ありがとうございました

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員・児童委員協議会 千代会長>

ワクチン接種のことでお尋ねいたします。先ほど接種率をお話頂きましたけれども、1回目の接種完了、2回目の接種完了でパーセンテージ出ておりますが、これは、例えば大手町まで接種に行った鎌倉市民の分の数も入っての数字でしょうか。ほかの場所での接種が、例えば藤沢市などではかかりつけのお医者様のところで接種ができたりと聞いていますけれども、その数字も全部入って、鎌倉市民の接種がこれだけということなのでしょうか。

<松尾市長>

この接種の管理は、国で一つ大きなシステムを作っていて、それで管理をされています。そのシステムに入力がされていけば、反映されるという形になっています。ですので、各自治体がどこまで入力できているかというのが分からない部分がありまして、藤沢市で受けた方が果たして反映できているかというのは明確には言えませんが、恐らく反映できているだろうと思われまます。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員・児童委員協議会 千代会長>

例えば、東京まで行かれた方がどのくらいいるかというようなことは、数字ではまだ分からないわけですね。

<松尾市長>

それらも全て分かります。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員・児童委員協議会 千代会長>

例えば、どの程度行かれているのかと思ひまして、私は大手町まで行きましたが、時間がかかるし、交通費もかかるしということで、皆さん、どのように考えていらっしゃるのかと思ひました。分からなければ結構です。

<松尾市長>

確認して後ほど、何人ぐらい行ったかお伝えします。

→大手町の大規模接種会場は、約1,800人の市民の方が行かれたということです。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

今回のワクチン予約に関してですが、東京あきる野市では、町内会ベースで、あなたの接種予定はこうですという連絡があり、非常に効率よく、スムーズに接種できたとの報告を友人から受けました。鎌倉市は、そういうことを検討されたのか。それとも、反省として今後はそういう方式をとったほうが良いと考えているのか。命賭けの椅子取りゲームというのは、絶対やめるべきだと私は思います。近所では予約を取れた人と取れなかった人が出来てしまい、培われたコミュニティの和を分断するような方法ではなかったかと思ひます。いかがでしょうか。

<松尾市長>

我々もそういう地域の中でエリアを区切ってやるということは検討しましたが、これも今となって振り返れば、それもできたというところはありませんが、当時の議論を振り返りますと、国は早くワクチンの接種券を配れと強く言ってきていました。聞かなければよかったと言えそうですが、我々としてはやはり接種券を早く配れと言われていることについては、配らないと仕方がないだろうと判断しまして、まずは配るということ優先したところなんです。おっしゃったような自治体のようにちょっと配るのを待って、それでワクチンが入ってくる目途が立つまでずっと配るのを我慢して、目途が立った時点でそのように配るというやり方は、先が見えていればできましたが、その時点では、それはもう待てないなということで、その方法は早々に諦めてきたという経過がございます。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

言い方の問題かもしれませんが、やった所とやらなかった所と言えるとと思います。町内にはいろいろな事情を持たれた弱者もおられます。家庭で介護者を抱えておられる人に、電話しろ、パソコンで入力しろと言ったところで、出来ない。時間は刻々と過ぎ、予約は取れない。すごく不安になります。そうしたことをハンディを持つ市民に味わわせるというのは、非常にまずいと思います。反省点として次に反映していただきたい。

<松尾市長>

ご指摘のところはとてごもつともございまして、本当にそういう競争をあおるような形になってしまいましたので、反省を次回に生かせるようにしてまいりたいと思います。

<新鎌倉山自治会 大野会長>

先ほどの説明でAI人工知能・小型モビリティというのがありましたが、私も今年初めて自治会長をやりまして、今までの中にこういう情報がなかったの、どこかにアップされているかもしれませんが、私の自治会も高齢の方が多くて、西鎌倉駅からがんだがや公園行くまでのところは結構な坂になっています。そこで、住民の方からやっぱりこういう、何か地域の、例えばお店とかで出してくれるような、共同的なバスとかはないかというご意見がありました。それでこのような小型モビリティというのがあればちょっと有効に使えるのかなということを思ったんですけども、この辺の詳細とか、いつぐらいから実用可能とか、どのような運用ができるのかとか、その辺の資料とかがあれば、後日でもかまわないので、頂きたいと思っております。

<松尾市長>

資料を取りまとめて、担当から直接ご連絡させていただきます。

《後日対応 まちづくり計画部 都市計画課》

令和2年度に実施した「鎌倉オンデマンドモビリティ」実証実験の結果については、会長様への連絡にあわせて、市HPに掲載を行いました。

新しい交通システム等の整備にあたっては、地域特性に応じた持続可能な仕組みを構築する必要があり、引き続き、利用者・住民、交通事業者等の関係各者との協議を行いながら検討を進めてまいります。

第2部

地域の懸案事項に関する報告

| | |
|----------|---------------|
| 03 西鎌倉-1 | 旧西鎌倉子ども会館について |
| 03 西鎌倉-2 | 手広四丁目市道の速度規制 |

令和3年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

| | |
|---------|--------------------------|
| 番 号 | 03 西鎌倉-1 |
| テ ー マ | 旧西鎌倉子ども会館について |
| 概 要 | 会館の活用方法及び運営方法について |
| 担 当 部 課 | 市民防災部 地域のつながり課 地域のつながり担当 |

議題に対する回答等

旧西鎌倉子ども会館の活用方法については、西鎌倉地区及びその周辺地域住民の皆様の地域活動の拠点として有効に活用していただけるよう、これまで協議を重ねてきました。

現在、西鎌倉地区町内・自治会連合会からの申出を受け、市から無償で貸与し、同連合会が自主的な運営を行っているところです。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、同会館の運営が難しい状況と認識しており、令和3年度は、市としても光熱水費などを負担しながら、運営の支援を続けているところです。

今後も、地域の自主的な活動を支援し、地域による自主運営・自主管理の早期実施に向け、協議を継続していきたいと考えています。

添付資料

令和3年度ふれあい地域懇談会（第二部） 回答票

| | |
|---------|-----------------------------|
| 番 号 | 03 西鎌倉-2 |
| テ ー マ | 手広四丁目市道の速度規制 |
| 概 要 | 現状及び今後の対応について |
| 担 当 部 課 | 都市整備部 道路課 まちづくり計画部 都市計画課 |

| | |
|---|--|
| 議題に対する回答等 | |
| <p>令和2年度に手広片岡町内会、国土交通省及び鎌倉警察と速度抑制の対策方法について協議を行っており、今後も引き続き、協議してまいります。</p> | |
| 添付資料 | |

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

① 旧西鎌倉子ども会館について

② 手広四丁目市道の速度規制

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

この件に関して私も3回くらい道路課と打ち合わせをしましたが、遅々として進んでいます（ほとんど進んでいないという意味）。お願いしたいのは、深沢地区開発計画のように、何年までに何をやるといった、ロードマップが有りますが、少なくとも、仮にここをターゲットに進めて行こう、そのために今は何をすべきかといった、目標管理的なものが見えていない。実現のためにはいろいろな障害が入ってきているのかも知れませんが、道路課の動きに関して、もう少し改善していただきたい、というのが一つ目のお願いです。

二つ目ですが、私も道路課が鎌倉警察とやっているのは知っています。警察の責任者の方は神奈川県警で、横浜市の大倉山と中山地区でのハンプ設置に携わられた、非常に詳しい方です。

それは正解だと思いますが、国交省の専門家との話をどうしてしないのでしょうか。国交省に問い合わせましたが、鎌倉市からの問い合わせは受けていないと言われました。いろいろなデータを先ず国交省に送り、この場所にどういう対策が打てるのか、技術的な内容に関するアドバイスを早く受け、それらをもとに警察などと一緒に方策を選択して進めて行かれたら良いのではと思うので、改善いただけたらと思います。

<都市整備部 森部長>

ある程度図面とかは出しております。国交省からは技術的なものは出ておりますので、それを見て、警察もやっておりますし、あと国交省のエリア的な話ですね。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

いや、このハンプとか狭さくなどの技術的なことについて、つくばにある国交省の交通安全研究室に聞いたところ、そこには毎週3ないし4件、全国のいろいろな自治体から技術的な問い合わせやデータ、写真など、さまざまなものが送られてきており、国交省ではそれらを検討し、場合によっては現地に行くこともあるそうです。鎌倉市も早めにコンタクトを開始されるのが良いのではないのでしょうか。地域によって、こっちは坂道、こっちは崖など、いろいろ特殊性があるので、そう簡単ではありませんと国交省技術担当の方も言っておられました。

<都市整備部 森部長>

そういうデータとのやり取りもあると思いますので、承知しました。

第3部

本年度の地域の議題に関する懇談

| | |
|------------|--|
| 03 西鎌倉 3-1 | 鎌倉消防署深沢出張所から旧菅原外科(藤沢鎌倉線と交わる)までの道の現実的な速度規制の実施 |
| 03 西鎌倉 3-2 | 防犯カメラ設置費補助申請の問題(要望) |
| 03 西鎌倉 3-3 | 通称メイン通り及び通称アジサイ通りの速度規制のお願い |
| 03 西鎌倉 3-4 | 電動車椅子が走り難い歩道の改善要望 |
| 03 西鎌倉 3-5 | 治水事業 |

令和3年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

| | |
|------|--|
| 番 号 | 03 西鎌倉 3-1 |
| テーマ | 鎌倉消防署深沢出張所から旧菅原外科(藤沢鎌倉線と交わる)までの道の現実的な速度規制の実施 |
| 内容詳細 | <p>谷際自治会内の主要道路にて昨年、人対車の人身事故が発生しています。鎌倉消防署深沢出張所から旧菅原外科(藤沢鎌倉線と交わる)までの道が抜け道になってしまっている現状があり、先を急ぐためスピードを出す車が多く不安の声が上がっています(主に小さなお子さんをもつお母さんや高齢の会員)。その道路には保育園も面しており、小学校や中学校などの通学路でもあるため多角的に見ていく必要があると考えました。</p> <p>当自治会内の安全施設(標識など)の破損や劣化箇所の洗い出しや把握および対応策を検討するために役員会でチームを作り、まずは対策前の危険箇所などを確認し回覧などで周知することを考えております。調べたところ通学路危険マップ、道路交通編などがあり、それを真似して当自治会内の危険マップの作成やそこから出てくる改善点などを通学路安全点検 HANDBOOK など参考にして意見集約し警察署交通課、市役所市民安全課と協議の上、今後の対応策を検討していく予定です。</p> <p>また、防犯カメラ設置への取り組みや防犯カメラの存在を周知する取り組みも進めていく予定です。</p> |
| 担当部課 | まちづくり計画部都市計画課 |

| | |
|---|--|
| 議題に対する回答等 | |
| <p>鎌倉消防署深沢出張所から旧菅原外科(藤沢鎌倉線と交わる)までの道路における通過車両の速度超過対策につきましては、鎌倉警察署と連携しながら、地元の御意見を伺い今後の対策を検討させていただきます。</p> | |
| 添付資料 | |

① 鎌倉消防署深沢出張所から旧菅原外科(藤沢鎌倉線と交わる)までの道の現実的な速度規制の実施
＜谷際自治会 朝比奈副会長＞

最低限、道路の危険な所とか横断歩道の表示があるとか、少なくとも危険注意標示というものはしっかりと補修、危険防止の前にやるべきことはしっかりとやっていただきたい。市役所区分、警察区分あろうかと思いますが、標示等ぐらいはすぐできると思いますのでよろしくお願いします。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

私が危惧しているのは、場所によって違いはあるものの、街路樹の根が巨大化しており、直径25センチを超えるものでは、歩道や縁石が波打ち、盛り上がっています。また、道路に越境している個人宅の庭木も問題です。特にカイヅカイブキは道路境界線まで剪定すると、穴が開いたまま元には戻らない。なので持ち主は切らない。伸ばしっぱなしです。市が所有する公道上に境界から1メートルも2メートルもはみ出し、見通しが利かないまま、子供たちはそこをよけて車道を通らなければならない。そういう公道は言語道断、有無を言わず市が切ってしまうか、罰則を持って、もっと強く市民に対して迫っても良いのではないかと思います。法や条例の改正を望みます。

また、鎌倉市の街路樹に対する政策はどうなのでしょう。何年かに一度は植え替えるのか、放置するのか。100年後には樹径も1メートル2メートルになり、撤去費用は何百万円もかかります。ですから、5年ごとに植え替えるとか、もしくは植えないという選択肢もあると思います。だって、鎌倉山の周辺は緑だらけです。そういう環境で、あえて街路樹を植える必要があるのかどうか、市としても検討いただけないかと思います。

＜松尾市長＞

この所有権のところは法を超えて条例でというところは、これはなかなか難しさありますが、おっしゃるように、やはり道路にはみ出て危ないところは市の方で、対応はさせていただく場合ももちろんあります。そこは、決して我々もそんなに弱気ではないということではなくて、あくまでもできる部分についてはきちんとご指摘いただいたところは現場も見てやっているということがあります。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

弱気です。あまりにも市民のわがままを聞き過ぎだと思います

＜松尾市長＞

分かりました。受け止めます。あと、もう一つは、その街路樹の盛り上がってくる、当初からこういうふうになるということまで予想できていない部分というのがあって、我々も対応には大変苦労している部分です。ご指摘いただいたところについては、いろんな方法があるものですから、そういうことを試している部分もありますけれども、なかなか全て対応できていないところがあります。いっそのこと、なくしてしまえばいいというご意見もあると認識します。これは、行政でこうだと決めるということも一つではありますが、やはり地域の皆さん、それぞれご意見がありますので、そういう場所があれば、そこは自治会さんにもご協力をいただきながら、地域の意見をまとめる場を経て、なくすならなくすという形で判断していければと思います。

<都市整備部 森部長>

ある地域によっては街路樹愛護会というような会を作っていただいて、かわいがっていただいているところもあります。また、一方では街路樹をなくして、その分歩道を広くしてほしいというお話も伺っております。やはり地域、地域によりまして、皆さんの考えがありますから、ご意見頂きながら進めていきたいです。あとは、この2、3年からですが、街路樹は強剪定といいまして、市の街路樹だけなんですけど、遠慮して切らずにバサバサ切る方法に変えておりますので、できるだけ根が張らないような管理をしていきたいと考えております。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

街路樹のメンテナンスに一体どれぐらい年間の予算を取られているのですか。こんな大きくなってしまったら、何年か経ったら植え替えなければいけませんよね。

<都市整備部 森部長>

今は、植え替えはしていません。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

放置するのですか。

<都市整備部 森部長>

切っているだけです。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

そしたら、どんどん太くなりますよね。

<都市整備部 森部長>

太くならないように枝を切っています。木が大きくならないように枝を剪定する。でも、2年に1回でやっています。上が大きくならなければ根は大きくなないので。ただ、既にもう手後れの場合はそうなっていますが、それ以上根が張らないように上を詰めていくと、根も大きくなりません。2、3年ごとに順番に全市内を回っているような状況です。あと、路面標示の補修は対応するようにいたします。

令和3年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

| | |
|------|--|
| 番号 | 03 西鎌倉 3-2 |
| テーマ | 防犯カメラ設置費補助申請の問題（要望） |
| 内容詳細 | <p>現状 ◇昨年度、新鎌倉山・南鎌倉自治会周辺区域にて多数の窃盗被害が発生しました。</p> <p>地域高齢化により、防災パトロールの実施が困難になりつつあり、地域住民の同意を得て、プライバシーに配慮の上、ガイドラインに沿って防犯カメラの設置・普及を自治会では推進しています。</p> <p>要望 ◇現状、補助金申請は年1回7月のみの受付となっており、新年度運営を開始したばかりの自治会には準備負担が大きく、通年での申請受付として頂きたい。</p> <p>県の予算執行都合である場合、県に改善要望をあげて頂きたい。</p> <p>◇補助金交付対象は新規設置分に対してのみであり、機器保証期間終了後、新しいカメラに更新したい場合、新規設置ではないため、補助金交付対象外となっている。</p> <p>設置位置をずらし、新規設置として申請をすれば交付対象とはなるが、位置を動かさない場所もあり、普及の阻害要因となっている。</p> <p>機器更新時費用や、可能ならば維持管理費も、補助金交付対象となるように、改善して頂きたい。（一部自治体では、機器更新費・維持管理費も補助金交付対象となっています）</p> <p>◇自助・共助の観点にて、各家庭における防犯カメラ設置普及も自治会として推進しています（設置基準を満たす家庭防犯カメラ設置に対し、一定額の補助金を自治会より支給する方針）。</p> <p>住民の合意形成、プライバシー配慮、ガイドライン遵守が出来ているという前提において、この取り組みに対して、公助の観点から、補助金を支給して頂くことを検討頂きたい。</p> |
| 担当部課 | 市民防災部地域のつながり課安全安心担当 |

議題に対する回答等

市では、地域住民の防犯意識を高め、地域と一体となった、安全・安心のまちづくりを進めるため、自治会・町内会等の自主防犯団体が防犯カメラを設置する際、経費の一部を助成する制度を設けています。

当該制度は設置費の4分の3を神奈川県と市で助成するもので、県では、カメラの設置前の補助申請が必要と要綱で定めており、例年、防犯団体からご提出いただいた申請書を8月中に市から県へ提出することになっております。このため、市への申請書類提出時期は7月に設定せざるを得ない状況です。今後、ご要望にある形での改善に向け、県へ要望してまいります。申請の意向がある団体に対して、市としても申請に向けたサポートをいたします。

制度開始から令和2年度末までに計60台の防犯カメラが補助対象となっておりますが、現在も、自治会・町内会から多くの新規設置要望が寄せられており、市としては、まずはこの要望に応えていくことが最優先と考えております。補助対象外としている機器の更新時の費用や維持管理費に対する助成については、新規設置カメラの普及状況や財政状況等を考慮して、検討してまいります。各家庭における防犯カメラ設置に対する助成については、財政面から考えて難しいと考えています。

添付資料

神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金交付要綱
鎌倉市地域防犯カメラ設置費補助金交付要綱

※鎌倉市地域防犯カメラ設置費補助金交付要綱は報告書に掲載していませんが、市ホームページで確認できます。

神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成16年神奈川県条例第65号）第2条第3項及び第9条の規定に基づき、地域が行う主体的・継続的な安全・安心まちづくりのため、市町村が行う地域防犯カメラ設置事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 地域防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であつて、録画機能があるもの。

(2) 安全・安心まちづくり団体

県民又は事業者により組織された団体であつて、継続的かつ計画的に地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動を行う団体

(3) 地域防犯カメラ設置事業

県内市町村が、当該市町村の区域における地域防犯力の向上を目的として実施する地域防犯カメラの設置事業を補助する事業又は地域防犯カメラを自ら設置する事業のうち、当該市町村が策定した地域防犯力向上計画に基づき行われるもの。

ただし、地域防犯カメラの設置を補助する事業にあつては、市町村が交付する補助金の額が、別表1の2により算定される県の補助額を超える事業であること。

(4) 地域防犯力向上計画

市町村が、関係機関・団体と連携して実施する、当該市町村の区域における地域防犯力を向上させるための施策・事業についての当該年度の計画

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域防犯カメラ設置事業とし、当該事業に要する経費から国庫支出金、起債額及びその他の特定財源を控除した額に対して交付するものとする。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額、補助対象経費等は、別表1のとおりとする。

(申請書の提出期日等)

第5条 規則第3条第1項の規定による地域防犯力強化支援事業補助金交付申請書（第1号様式）の提出期日は、知事が別に定める期日とする。

- 2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、別表2のとおりとする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあつては、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第6条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち前号に規定する暴力団員に該当する暴力団員に該当する者があるもの。
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの。

2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助対象事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更をする場合には、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (4) 補助対象事業者が、規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第6項に規定する間接補助事業者に対し、第13条と同一の条件を付さなければならない。
- (5) その他規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第8条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、地域防犯力強化支援事業変更(中止、廃止)承認申請書(第3号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(申請の取り下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、地域防犯力強化支援事業実績報告書(第4号様式)に次の書類を添えて、事業完了から30日を経過した日までに行わなければならない。

- (1) 地域防犯力強化支援事業結果報告書(第5号様式)
- (2) 地域防犯カメラ設置事業収支決算書(直営事業)(第6号様式)
- (3) 地域防犯カメラ設置事業収支決算書(補助事業)(第6号様式の2)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助対象事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、平成年度消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行つている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第 12 条 規則第 17 条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第 2 号及び第

3 号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。防犯カメラ、録画装置その他防犯カメラの機能を発揮させるために必要な機器 5 年

(書類の整備等) 第 13 条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

3 補助対象事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第 14 条 補助対象事業者は、申請内容に変更があつたときは、すみやかに文書をもつてその旨を知事に届け出なければならない。

(書類の経由)

第 15 条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課を経由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 神奈川県安全・安心まちづくり団体事業補助金交付要綱は、廃止する。
- 3 廃止前の神奈川県安全・安心まちづくり団体事業補助金交付要綱に基づき交付決定した当該補助金に係る実績報告等の事項については、なお従前の例による。

附 則 この要綱は、平成 29 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

②防犯カメラ設置費補助申請の問題（要望）

<市民防災部 齋藤部長>

先ほど非常に煩雑な手続というご指摘ございましたけれども、これは必要に応じて、こういうような方法になっておりまして、各自治会長さんやあるいは役員の皆さんが分かりづらければ、私ども地域のつながり課のほうアドバイスなりサポートをして手続に支障がないようにしたいと思っております。8月中に県に提出するというのが県の定めになっていますので、今のところそれについてはご要望もございますので、県には要望してまいりますけれども、特に自治会の役員さんが入れ替わりになったばかり、5月とか、6月に入れ替わったばかりですぐに申請をしなければいけないという、そういう事情もよく分かりますので、例えば前の年からそういう状況をお伝えしていただければ、あらかじめ準備を自治会の中でもやっていただくとか。あるいは、私どもの方にもそういう情報を伝えておいていただいて新しい役員さんが戸惑わないようにその辺は当面サポートをしていきたいと思っております。

それから、防犯カメラの補助金の措置、更新の対象の話ですが、今はまだ新規の設置要望というのはかなり寄せられておりますので、新規設置の補助というのを優先して対応していきたいと。やはり予算措置にも毎年度限りもありますので、その限りある予算の中では、まずは新規設置を対応していきたいと思っております。その後、例えば新規設置が大体皆さんのご要望にお応えができていて、なおかつ、それが更新の時期の要望も皆さんから寄せられたところで予算的にうまくやり繰りがつけば、更新の対応をしていきたいと考えております。それから、あと各家庭の防犯カメラ、これは残念ながら難しいというのが現状でございます。

<西鎌倉地区町内自治会連合会 芹澤会長>

素朴な疑問ですが、更新のものを無視していたら、それが壊れて機能しなくなったら意味がないと思っております。

<市民防災部 齋藤部長>

それはおっしゃるとおりです。せっかく設置したものがそれで使えなくなってしまうので。

<西鎌倉地区町内自治会連合会 芹澤会長>

トータルとして更新と新規のバランスを見ながら、全体として市のマネジメントとして考えないと、そちらを優先するとかというのは、おかしいと思っておりますよ。

<市民防災部 齋藤部長>

地域においては、例えばA地区は最初に新規設置の補助金が受けられました。それで、B地区の方が新たに設置したいとなったときに、やっぱりその予算がどうしても範囲が決まっていますので、その中の割り振りなものですから、今まで、まだ設置をしていなかったところからご要望があれば、そちらの方に、まずは設置したいというのが我々の今の考えであります。

<西鎌倉地区町内自治会連合会 芹澤会長>

少ないお財布のやりくりということなのでしょうけれども、そうなると、本当に市役所は防犯カメラが必要と考えていないとも受け取れます。本当に必要ならば、やっぱりそういうのはほかを削ってでも設けるべきだ

と。この前も手広で殺人事件がありました。あのようなことが身近で起こると、本当に怖いことです。例えば、横須賀市とかほかのところでは新規もどんどん助成してくれるとか、事情があるのですが、そういうところがある中で本当に防犯カメラが必要と考えるならば、やっぱりそこに予算の拡大も含めてトータルで考えていくべきだと思います。今のお話の少ない財布の中でやりくりしていますよという話で、それはそれでよいのですが、やっぱりそれは防犯カメラの必要性を認識されていないと受け止められていると思います。

<市民防災部 齋藤部長>

もう一つ大変心配しているのは、県の補助金は既に打ち切りが示されていて、市から要望をして延長していただいているという状態です。それが、県の方には引き続き要望していきませんが、もし県が打ち切るということになると、自治会さんが負担している部分の負担が増えてしまわないように、その分、市の補助も若干考えなければいけない、増額をしなければいけないのかなということも考えていくと、配分を考えなければいけない事情があります。確かに会長がおっしゃるとおり、要望がそれだけあって、必要性を市が認めているのであれば、その分予算を増額すべきだという、それはそのとおりですが、予算というのは、どこに優先していくのかで予算配分を考えなければいけません。そこはご意見として、受け止めて来年度以降も対応をしていきたいと思っています。

令和3年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

| | |
|------|--|
| 番号 | 03 西鎌倉 3-3 |
| テーマ | 通称メイン通り及び通称アジサイ通りの速度規制のお願い |
| 内容詳細 | <p>御所ヶ丘住宅地内には幅員8mと6mの道路が2本通っております。</p> <p>一つは県道304号線・腰越大船線の御所ヶ丘入り口交差点から東（山側）へ登る片側1車線の8m道路です。（通称メイン通り）もう一つは丘の上の住宅地内を南北に走る道で北側は新鎌倉山住宅地に繋がっております。こちらには幅員6mでセンターラインはありません。（通称あじさい通り）この道路の法定速度はともに時速30kmの規制道路です。この2本の比較的広い道路は住宅地内にお住まいの方がモノレール西鎌倉駅方面、あるいは腰越方面に移動する際通る道です。また御所ヶ丘住宅地内を抜け道として利用する車も散見されます。</p> <p>この道を明らかな速度超過で走行する車両が目立ちます。メイン通りの下りはエンジnbrakeキなどを使い意図的にスピードを落とさないとかかなりのスピードが出ますし、あじさい通りは西鎌倉小学校や手広中学校の通学指定道路です。人身事故や重大事故が起きる可能性は十分考えられます。</p> <p>恐らく住宅地内の住民が半数を占めると思われますので自治会としても自治会発行の広報紙などで継続的に啓発を行っていく所存です。</p> <p>市としても何らかの支援や対策を望みます。</p> |
| 担当部課 | 道路課 |

議題に対する回答等

速度超過の取り締まりについては、交通管理者である警察署の所管となります。そのため、市からも取り締まりについて、鎌倉警察署に要望してまいります。

また、これまで市では速度抑制の対策として、「速度おとせ」や「減速マーク」の路面標示を実施しています。

実施にあたっては、近隣住民や警察署と調整を行いながら進めているため、今後、実施に向け調整等を行ってまいります。

添付資料

③ 通称メイン通り及び通称アジサイ通りの速度規制のお願い

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

これは文化ではないかと思えます。鎌倉市にはハンプがあるというのを皆が受け入れれば、市民も鎌倉を訪れる人も、みんなそれを受け入れてくれるわけです。それが日本中に広がっていく。日本国内はどこへ行ってもハンプがあるという、その文化が日本に根付けば、だれも文句は言わない。そこまでにはちょっとつらい道のりかも知れないけれど、勇気を持って進めていくべきではないかと思えます。

令和3年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

| | |
|------|---|
| 番号 | 03 西鎌倉 3-4 |
| テーマ | 電動車椅子が走り難い歩道の改善要望（ウイル試行実施地区：手広、新鎌倉山、南鎌倉、御所ヶ丘：手広試行の際、谷際自治会地域も走行済み） |
| 内容詳細 | <p>西鎌倉地区町内・自治会連合会で今年1月中旬から4月中旬にかけて電動車椅子ウイルの試行を行いました。この試行は手広町内会、御所ヶ丘自治会、南鎌倉自治会、新鎌倉山自治会でも行いました。各地区とも歩道の整備がなされておらず非常に危険な歩道が散在しており、西鎌倉社協のアセスメントとしても歩道の状況を見える化しておりますので詳細はそちらに譲ります。ここでは、鎌倉市の歩道の整備に関する市としての見解をお聞きしたいと思います。危険な場所の特徴を整理してみたいと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 狭い歩道があり電動車椅子が通りにくい ② 車優先で車道から車庫にかけて歩道が道路側に傾いており走行すると車道側に前車輪が直角に落ちる（ゆっくりと時速1キロ程度で走ると大丈夫だがそれ以上だと危険：下記写真1参照） ③ 幅員が狭い道路から県道等に出る時、歩道に段差ができており右左折ができない。県道側少し出て直角に入らないと歩道に入れない。 ④ 上下水工事の為か歩道の舗装がつぎはぎになっていると振動が大きくなる。さらにガードレールがないところは交通量が激しいので非常に怖い ⑤ 小さな段差に配慮がない。少しでも段差があると電動車椅子は右左折できない。曲がろうとしても真っ直ぐに走ってしまう。 <p>今までも鎌倉市は、妊婦の方がベビーカーで歩きにくいとの声があがっていたそうです。しかし、私たちはその声を吸い上げることができていませんでした。今回の試行により結果的に鎌倉市はシニアや子育て世代に冷たい市であることに気づきました。少子高齢化が進む中で大規模な歩道の改善を望みます。</p> |
| 担当部課 | 道路課 |

議題に対する回答等

本市の道路には歩道もなく道路幅員も狭いものが数多くあることから、バリアフリー化も図れない路線があります。障害者団体や町内会等と協議調整を図り、路面のカラー化やラバーポールの設置などにより歩行空間の確保に努めています。

御要望の車道から車庫にかけて歩道が傾いている箇所の改善については、「セミフラット型」といわれる構造が有効であり、市役所通りなど可能な箇所から順次この構造での整備を進めています。しかし、この「セミフラット型」による整備を行う場合、隣接敷地との高低差の問題があり全ての歩道で採用することは難しいと考えています。このため、御要望に応じ現地を確認し、個別に対応してまいります。

また、歩道の劣化が市内各所で見られ、抜本的な対策が必要と考えていますが、現在進めている車道修繕等の進捗状況を見極めながら、歩道の維持管理について検討するとともに、実施可能な箇所から修繕に取り組んでまいります。なお、緊急性を要する箇所については、適宜対応してまいります。

添付資料

④電動車椅子が走り難い歩道の改善要望（ウイル試行実施地区：手広、新鎌倉山、南鎌倉、御所ヶ丘：手広試行の際、谷際自治会地域も走行済み）

<西鎌倉地区町内自治会連合会 芹澤会長>

西鎌倉のモノレールの駅がありますが、江の島に向かって左側のところで、次に信号があって、左に曲がると、レザンジュに行くところのそこを真っすぐ行ったところ、車椅子だと歩道が通れない。行こうとしたら、何回も試みても道路に落ちこちてしまう。私たちは、実際は歩けるのに乗っているから足で止めたりとか、そうでもしないと行けない。だから、反対側の道路通るしかない。そうすると、千代さんが作ったアセスメントの道路のところでも




通れない。そういうのも結構多いです。少なくともそこを通れるぐらいにしてほしいなど。西鎌倉地区社協でそういう地図を作っていますので、例えば優先順位をつけてここだけは、最初に改善しようというところを、そういうのを参考にさせていただければと思います。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員・児童委員協議会 千代会長>

西鎌倉地区社協としては、アセスメントで「探検！発見！西鎌倉！！」というテーマでその会の傾向による危険箇所をマップ化しています。それを11月から12月に、今これから支所長とご相談なんですけど、こちらをお借りしてマップの掲示ができたというふうに考えています。西鎌倉、今まで「探検！発見！西鎌倉！！」というので、アセスメントをもうこの5年ほどやってきまして、いろんなところの危険箇所だったり、あるいは楽しいところ、きれいなところでも発見して、皆さんにお知らせするというのをしてきました。今回はその危険箇所を見ると、発見するというのでマップ化していますので、見ていただけたらと思います。実際私も乗って歩道、住宅地の中は多少カーブとかもありますけど、斜度があっても何とか行けるんですけど、公道に出たときがとても走りにくい、とても独りでは走れない。自立して車椅子で動き回ろうというのに結局自立はできない。誰かに一緒に行ってもらわないと無理だというようなのでは意味がないので、是非とも検討していただきたい。通りやすい歩道もあります。全く無理というところもあるので、その辺を精査していただいて、やっていくところを検討していただけたらと思います。

令和3年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

| | |
|-------------|---|
| <p>番 号</p> | <p>03 西鎌倉 3-5</p> |
| <p>テーマ</p> | <p>治水事業</p> |
| <p>内容詳細</p> | <p>現状：手広地域はハザードマップでも示されているように、豪雨による川の氾濫、浸水がたびたび発生しています。本件は数年前から懇談会で対策をお願いしていた案件ですが、100年に一度の豪雨が各地で起こっている中で手広の住民は大きな不安を感じております。手広地域だけでなく他の地域も含めて対策を検討していただいているせいか、進捗状況が見えません。手広地区の治水事業の市としての優先度がどの程度かを教えていただきたい。治水事業の優先度が低いとしたらその理由を教えてください。気象は極端化する傾向にありますので治水対策を急いでいただくよう願います。この写真（2）は過去我が家（芹澤）の駐車場前の道路が冠水した時の写真です。</p>  |
| <p>担当部課</p> | <p>都市整備部下水道河川課</p> |

| | |
|---|--|
| <p>議題に対する回答等</p> | |
| <p>深沢地域(手広地区・笛田地区)の浸水被害を軽減するために、大塚川から新川への分水を最優先に取り組んでいます。</p> <p>令和2年度は、コロナウイルス対策のため予算の執行を見送りましたが、令和3年度は、用地交渉を進め、事業の実現に向け積極的に取り組んでまいります。</p> <p>この事業が完成することにより、大塚川への雨水流入が減少し、浸水リスクが軽減するものと考えています。</p> | |
| <p>添付資料</p> | |

⑤治水事業

<西鎌倉地区町内自治会連合会 芹澤会長>

大体どれぐらいの完成予定、目標でしょうか。

<都市整備部 森部長>

今年予算をつけていただきまして、今新しく川を通す用地運用を交渉しております。その交渉で整えば、それから県道に入っております水道管やガス管をどかす工事が6年ぐらいかかります。その後新しく横断する工事で3年ぐらいかかりますので、我々としては、10年ぐらいが完成の目途と考えています。

<手広町内会 内海会長>

今の話ですと、10年かかるということですが、令和元年度のふれあい地域懇談会でも予算をつけて用地の買収に努めますという話を聞ききましたが、本当に10年でできますか。前々からやります、やりますと言っているが、土地の買収の問題じゃない。予算がついているけど進まない。そういう状況なので、目標持ってやってもらわないと、考えられない洪水も出ますから、とにかく早くやっていただくということで進めてもらいたいと思います。

それと、その他の方法考えていますか。例えば、新川と大塚川の話ではなくて、調整池を作ったり、貯水池を作ったりとか。

<都市整備部 森部長>

確か平成元年にこのような大きな計画を策定したものです。それからもう30年以上たっておりますが、まさに今相手方と用地の交渉しているものですから、そのようなものを順調にこなしていくという中で、今スケジュールをお示しさせていただきました。当然我々としてはそれに向かって進んでいくと思っています。

あと、分水計画以外に何かやっているのかということですが、いっぺんに川に流れないようにそれぞれの調整池を活用しております。具体的には、今年の工事ですと、西鎌倉の県道から赤羽交差点のもっと先です。諏訪ヶ谷の方に抜けて入ったところ左側に、西鎌倉の中にもともと雨水の調整池がありました。水が入りにくいいため、一旦そこに雨水を貯めて、それから川に流す改修工事に入ります。そういったところを変えていったりとか、新たに開発をしていただくときには、それぞれに調整池を造っていただくというような形で、できるだけ一気に川に行かないような取り組みはしております。

<手広町内会 内海会長>

ハザードマップなんかに載ってありますけれども、手広のところの小さい川が3本ぐらい流れていまして、その川があふれてしまうと、ハザードマップに載っていないところまで浸水するというようになってしまいます。ですから、何とか進めてもらいたいと思っています。

その他

<鎌倉山町内会 田中会長>

防犯カメラの件ですが、何でこんなに煩わしく書類を作る必要があるのかということ考えた場合に、なるべく申請を抑えるためではないかと思っております。それで、この防犯カメラというのは、非常に犯罪

の抑止ために役立っているということで、最近では防犯カメラについて、住民の方もそんなに拒否感はなくなってきていると思います。犯罪が起きた場合に、専門家の警察ですとか、防犯の関係の仕事をやっている人が見れば、ここに防犯カメラがあったらよかったというところが何か所もあると思います。お金との関係で、将来的には県からの補助金もなくなってしまうかもしれないということで、どんどん厳しくなってくる。ですから自治会にこのようなことを任せるのではなくて、基本的に鎌倉市として防犯カメラがここにあったらいいと専門の方に見ていただいて、年度計画みたいなのを立てて、ここここに防犯カメラを設置しますということを考えるべきではないか。鎌倉山の防犯カメラ設置の書類が来るたびに、役員会でどうしますかと皆さんにお聞きしております。書類の作成やその後のメンテナンスが大変だということで、二の足を踏んでいるところがあると思います。ですから、市が全体的に考えて、防犯カメラを1年に、例えば何台設置されるんだということ、あらかじめ計画していただいて、ここに防犯カメラを設置してもらいたいということだけを自治会に出してもらおうのです。私は、後の手続は全て市役所でやるべきではないかと思っています。

もう一つは、ごみの袋の有料化だけが実施されて、そのお金をどうすると言ったときに新しく施設をつくるための積立金にするということで説明を受けた覚えがあります。山崎に焼却場は造らないということで逗子だとかの焼却場で焼却することで決まったということですが、そのごみ袋の積立金というのはその当時に年間1億円以上あったと思います。もう相当お金が貯まっていると思います。そのお金を、防犯カメラの設置のために少し使うようなことができないか。当然、議会等に承認していただかなければできないと思います。このようなことも含めて、市は、自治会にお任せするのではなくて、防犯カメラを設置についてもう少し真剣に考えていただきたい。

<松尾市長>

今、二つお話いただきましたけれども、ごみ袋有料化についてのお金の使い方につきましては、ごみ処理の施設ですとか、ごみ処理関係についての費用ということで活用させていただいているところです。今後、生ごみ資源化施設という言い方していますけれども、このようなことを予定している中では、どういうことに使っているかというところは、きちんと説明をさせていただきますし、今後も透明化して見えるような形で運用はさせていただいているところです。それを使えないかというところではありますが、どこに市の施策の優先順位をつけて予算をつけていくかというところだと思います。

この防犯カメラにつきましては、当初からこの自治会町内会の皆さんの設置補助という組立てをしてきてここまで運用してきているところです。手続の大変なところというのはなかなか簡単にとすぐにできない部分がありますので、行政としてもお手伝いをさせていただきながら進めていくということです。ではこの予算的にどのようにしていくかというところは、引き続き皆さんのご意見いただいておりますので、我々としても改めてこれを持ち帰って検討してまいりたいと考えます。

<市民防災部 齋藤部長>

補足をいたしますと、警察や専門家の意見も聞くべきだというご意見も承っておりますが、それについては、適宜ご意見をいただいています。実際に地域によっては、警察からこの地域に設置したほうがいいと、犯罪の発生とかいうところで設置したほうがいいというような意見をいただくケースもあります。

<新鎌倉山自治会 大野会長>

今、土砂災害特別警戒区域指定にされている住宅地がありまして、その住民の方からお話がありまして、特に今回熱海の土砂災害があって、今頃すごく不安な思いをされているかと思うのですが、その方から、一度きちんと説明会を開催してほしいということと、あとその後鎌倉市の方ではがけ崩れとか災害を未然に防ぐための助成金などがあるのは聞いていますが、今問題になっているのが、この津1号緑地というところですか。こちらは一応市のみどり公園課が管轄する緑地のところなので、それらの補修に対して鎌倉市として災害の警戒区域に指定されている中で補修等の計画があるのかということを確認してほしい。あと県の方のを見ると、指定をされても住むことはできませんというような言葉もありますが、災害区域に指定しますと言われると、住んでいる方には、気持ち的にすごく不安だと思うので、できれば具体的な説明を神奈川県と鎌倉市の両者がいるような形で住民に対しての説明会を開催してほしいと要望がありましたので、お伺いしたいと思いません。

<市民防災部 齋藤部長>

確かに、今回の雨の事案なんかを見ましても、今回、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンと言われているところで、すごく危ないですよという警戒の区域ですので、そちらに示されたお住まいの方というのは、そこに面している方は非常に不安に感じているんじゃないかと思えます。県がお話したとおり、そこで住むのは自由ですけれども、危ないですよということなんですね。だから、所有者の方がご自分で判断をする。行政がそこからどこかに移転しなさいとか、そこまでは言えないので、そういう趣旨ですけれども、いずれにしても、県の特別警戒区域の指定というのは、どういう意味なのかとか、どうしたらいいのかとか、そういった不安に思っているんじゃないかということであれば、みどり公園課が市の担当になります。それから、区域の指定自体は県がしておりますので、県とも連絡、連携をしてご説明に伺うか、お話をするようにいたします。

それから、津1号地区の保全ですが、今後の整備とか災害防止の対応とか、それもみどり公園課が所管なので、それも併せて伝えてご連絡するようにいたします。

<新鎌倉山自治会 大野会長>

多分、その方は、説明会で詳細を聞きたいということが第一だと思いますので、個人名でいただいていると思いますが、マップを見ると、結構南鎌倉山自治会さんとか、あの辺も含めたエリアになっていますので、個人ではなくて、もしかしたら関連する自治会に対して日程等を調整させていただければと思います。みどり公園課に直接説明会の調整をさせていただくということによろしいですか。

<松尾市長>

こちらで調整します。またご連絡させていただくようにします。

〈都市景観部 みどり公園課〉

令和3年7月28日に腰越支所において、神奈川県藤沢土木事務所及び鎌倉市が新鎌倉山自治会に対して説明会を開催し、土砂災害特別警戒区域について、住民の方に説明を行いました。

津1号緑地については、令和3年8月13日に新鎌倉山自治会長とみどり公園課管理担当が現場立会いし、ご要望をお聞きし、対応方針等について説明を行いました。

〈西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員・児童委員協議会 千代会長〉

第十区の民児協としてお尋ねいたします。先週の大雨のときの避難所開設のことについて、お尋ねします。普段の大雨ですとか、夜の集中豪雨ですとか、台風というときには民生委員に防災無線と、それから登録しているメールに小学校を避難所として開設しましたというご連絡をいただきます。民生委員には福祉総務課から直接ファクスでお知らせいただきまして、それをその地域に民生委員通じて常日頃から皆さんにお知らせしています。ですから、皆さん、小学校が避難所だとインプットされてしまっている。何かあれば小学校、今は、中学でも開設しますというお話になっていますが、今回はそのファクスは届きませんで、登録しているメールと防災無線で行政センターと市役所の講堂を開設しますというお知らせだけでした。学校に行ってみたら開いていなかったという方がいますし、連絡が来ないのでどうしたんだろうかというお問合せがありました。私も心配しまして、総合防災課にお尋ねしましたところ、今回は市役所と行政センターだけです。いずれ小学校も開設するかもしれないけれども、今のところ開設しませんというお話でした。腰越行政センターは、今までにも警戒水位を超えて、もう会議やめて避難してください、自宅に帰ってくださいと言われたこともありまして。それから柏尾川もオーバーフローしやすいところがあったり神戸川もすぐにいっぱいになってしまうところで、腰越行政センターを避難所とするというのはなかなか納得し難い。その後、いろいろと伺いましたら、今の状況では小学校まで開設するほどではなかったと伺いましたが、やはり皆さん小学校に逃げなくてはと思っている中で、今回は行政センターですではなかなか通らない。ですから、基本小学校でいいのか。今回は行政センターになるのであれば、行政センターにしている理由を一緒に言っていたかかないと、まして高齢の方がなかなかそこまで情報をいろんな形で得るとするのは難しいので、きめ細かい形のご案内というのを徹底していくことを検討していただきたいと思っております。

〈市民防災部 齋藤部長〉

まさに今回大雨警報が出まして、土砂災害の警戒情報というのがいつ出るかわからないという、そういう状況になりました。それで、通常であればご指摘のとおり、今まで避難所は16校の小学校ということで今までずっと運用してきました。今回は台風のような明らかに大きな被害が出るという想定ではなかったのが、局所的なげ崩れというのは起きるかもしれないという、そういう想定がありました。それから、もう一つは、今ワクチン接種をやっている、腰越小学校と御成小学校の体育館がワクチン接種会場なんです。そこ重なってしまうということがありまして、その二つの理由から今回は行政センターということにしました。今後も明らかに大きな災害が予見されて、多くの避難者の方のための準備が必要であれば最初から小学校を開けます。基本的には小学校を開けます。ただ、そうではなく、取りあえず最低限の避難所の準備ということであれば、まずは行政センターを開けて、その上で被害がさらに拡大をしていくときに小学校に拡大をしていくという措置も

2段階でやっていくということも考えております。今後予想される災害の規模、大きさなどから判断していきたいと思っています。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員・児童委員協議会 千代会長>

昨年、社協では災害避難に関することを社協だよりで特集記事を組みましたが、そのときも総合防災課の方に取材をしまして、いろいろお話を伺って掲載しました。そのとき、第1は小学校へ避難しますということと言われましたし、ここ何年もずっと小学校、小学校と言ってきています。やっとそれが徹底されて、ああ小学校に逃げるのねということが皆さんの中で落ちてきたところなのに、状況によっては行政センターです。今日はここの小学校は駄目だからこうしますというのでは、またゼロからもう一回皆さんに周知徹底させなくてはいけなくて、皆さんが混乱してしまうと思います。

今回は、腰越小学校がワクチン接種の会場ということですが、その腰越小学校エリアと、それから御成小学校のエリアは「ここの小学校は避難所ではありません」、「代わりにここを開設します。それ以外は小学校です。」でもよかったのではないかと思います。それができなかったのでしょうか。せっかく社協などでも徹底して小学校ですとやってきたのが無駄になってしまうし、皆さんやっと分かってくださったことが本当に今まで何だったのかということなので、今のようなご説明でしたら、それも状況によっては変わる。もちろん、地震なんかのときは小学校ですと言ったって、小学校はもう崩れていますなんていうこともあるかもしれない。それはそうだと思いますが、一般的に小学校が第1の避難所ですということをお伝えしている以上、そこは周知の方法を考えていただいたほうがいいかなと思います。

<松尾市長>

おっしゃるとおりのことだと受け止めるものですが、一方で、実は我々も日々どういう議論をしているかといいますと、小学校だという決め打ちによって、既にすごく雨が降っていて、そこに至るところで、危険があるにもかかわらず、小学校に行つてということではないですという言い方もさせていただいたりとか、もう外に出るのも危なければ垂直避難ということで2階に逃げていただきたいとか、かなり柔軟にそれぞれで考えていただくことをここ最近強く言うようになっている部分があると思っています。

昨年、私のからお話しさせていただきましたのは、基本は小学校ではありますが、それ以外にやっぱり歩いていけるといの方が小学校近くに限られるとすると、自治会・町内会館でそういう避難所の役割を担っていただくということもこれから話合いの中で考えていきたいという、そんな投げかけをさせていただいたのも、実はそういうことからではありました。今回はいろいろな条件を変えてしまつて、それが周知徹底されなかったのが大変申し訳なく思いますが、今後もどのような形の避難所の在り方がそれぞれの地域にとって1番いいか、命を守れるかというところについては、引き続き議論をさせていただきたいと思っています。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

防災無線というのは、非常にフラストレーションします。あれが鳴り始めると、何を言っているのか分からない。風雨の音の中で、逃げなければいけないのか、家にとどまればいいのか分からない。すごく不安になります。それよりも、先ほどスマートシティの話が出ましたが、たとえばコロナで全家庭に一人10万円の補助金が出ましたが、そういった補助の一部を使って、全家庭にWi-Fiを完備する。スマートスピーカーを設置すれば、携

携帯電話機のGPS機能と連動して正確に位置を把握できますから、エリアごとに手広何丁目の方々は個別にどこに逃げなさいという、きめ細かな指示が、室内に設置したスピーカーを通して出来るのではないかと思います。是非検討して欲しいです。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 第十地区民生委員・児童委員協議会 千代会長>

今、最寄りの避難所を開設という話ありましたけれども、そのような情報というのは、近隣の方はお分かりかもしれないけれども、もっと広く、この鎌倉市内でいろいろ開設して下さっていた自治会館ですとか、あるいはしっかりした建物ですとか、避難できる場所をもっとピックアップし、リストアップして、情報として流していただいたらいいと思います。そうでないと、小学校と言われたら、小学校しかイメージできないとか、本当は最寄りのところで安全なところがあるかもしれないけど、どこが開設しているのか全然情報がない。一般の方はなかなかそこまで分からないので、是非とも検討していただきたいと思います。

<市民防災部 齋藤部長>

まさにご指摘のとおり、今回の避難所でもまずは町内会さんの方で、自主的に町内会館を開けていただいて、避難所にして整えていただいたという町内会もございます。ただ、開いたけれども、それを地域の人にどうやって知らせるのかというのは、課題だというご指摘をいただいているので、今すぐにできることは市の方とやり取りをして、市のホームページとかで、こういった町内会館も開いていますということを発信していこうかなと思います。防災無線にしますと、混乱するというご指摘もありますので、ホームページでご案内をするというのが、まずはできる方法かなと思います。そのような形で、私どものほうでも情報を発信していきたいと思っています。

それから、よく防災無線が聞きづらいというお話をいただきますが、どうしても今以上の聞こえやすい防災無線というのは、技術的になかなか難しいので、どうしても聞き取れる人と聞き取れない人が出てきます。聞き取れない人は、フリーダイヤルで確認できるという番号もご案内しています。それから、防災メールの登録ということでご案内もしていますので、是非、会長様をはじめとして自治会の皆様にもその旨ご周知をしていただければと思います。

<鎌倉市青少年指導員連絡協議会 石塚腰越地区長>

我々青少年指導員は、町内会長や自治会長さんのご推薦を受けまして、地域の子供たちのために活動しております。ご推薦を受けた後に、市長ですとか県知事の委嘱を受けて、2年任期で活動をしているボランティア団体になります。ちょうど今期2年目になりますので、今の自治会町内会長さん宛に、市から年内に新しい青少年指導員の推薦のお願いがあります。今、子供たちがいろんなことができなくて大変困っている状況です。少しでも活動することで健全育成に結びつけられたらと思いますので、よろしく願いいたします。

こういった活動の記録が皆さんのお手元に行っているかと思います。こういうものをお読みいただいて、こういうことをやっているのか。では、こういう人がいいのではないかとということで、ご推薦いただけたらと思います。あと、広報誌の自治会町内会内の回覧等のお願い、あるいはこの秋に予定している子供キャンプですが、こういった行事の掲示板への掲示のお願い等、皆様にいつもお願いしてご協力いただいております。本当にありがとうございます。これからもよろしく願いいたします。

<西鎌倉地区スポーツ振興会 和田会長>

ワクチン接種の話ですが、国は11月いっぱいワクチン接種を終了するようなことを言っていますけれども、市長は、16歳以上のワクチン接種はどのぐらいで完了というような、これからのワクチンの供給もあると思いますが、展望としてどのように考えているのかお聞きしたいです。10月10日に市民運動会を予定していますが、開催するに当たって基準は、ワクチンの接種で集団免疫力ができる70%、それができないと開催ができないのかなと思っています。

<松尾市長>

国からワクチンがどれぐらい来るか、我々が希望している23箱とか25箱がこれから来れば、もっと早く終わる予定ですが、恐らく半分ぐらいのペースになりそうなので、それに合わせて遅くなってしまうだろうという見込みは持っています。

接種率ですが、65歳以上の市民の方で予約されている方が75%ぐらいです。そうしますと、大体今の調査とかも見ますと、若い人が下がってきますので、全体として7割にいくということはまずないのではないかと思います。ハワイでも60%で頭打ちしていますし、6にいけば高い方ではないかと、そんな見込みを持ちながらやっているところではあります。

<西鎌倉地区スポーツ振興会 和田会長>

順調に行くと、10月までに終わる可能性もありますか。

<松尾市長>

こればかりはワクチンの状況に左右されますが、職域接種も大分進んでいるということもありますので、それぐらいには終わっているのではないかと思います。